

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0609)

第3回 栃木地方最低賃金審議会

令和6年8月5日 公開

開催日時	令和6年8月5日(月)	16時10分～16時30分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の改正決定について 2 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について(諮問) 3 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和6年度第3回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の荻原委員及び労働者代表委員の津村委員が欠席。 委員15名中13名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果8名の傍聴申込みがあり8名が傍聴することを報告。 また、報道機関2社が取材されていることを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
-----	---

杉田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めます。</p> <p>傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようお願いいたします。</p> <p>審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願ひします。</p> <p>まず、議題（１）の「栃木県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>本年度の栃木県最低賃金の改正審議につきましては、7月5日に開催されました第1回審議会において、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、専門部会に調査審議を付託したところ です。</p> <p>その後、専門部会において3回にわたり審議を行い、先ほど開催された専門部会において、改正決定について結論に達しました。</p> <p>その議決について専門部会運営規程第9条に基づき報告があります。</p> <p>事務局は、専門部会報告書（写）を全ての委員に配付してください。</p>
事務局	— 専門部会報告書（写）を配付 —
杉田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	— 専門部会報告書（写）を朗読 —
杉田会長	ただ今の専門部会報告書について、何か御質問などはございますか。
各代表委員	— 意見等なし —
杉田会長	<p>特にないようですので、以上が専門部会の報告となります。</p> <p>なお、7月5日に開催した第1回栃木地方最低賃金審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、専門部会の決議が全会一致の場合には審議会の決議とするとしております。</p> <p>これにより、先に開催されました専門部会においては、同報告書とともに答申文も作成し、既に栃木労働局長あてに答申が済んでいることも併せて報告いたします。</p> <p>事務局は答申文（写）を委員及び傍聴人に配付してください。</p>
事務局	— 答申文（写）を配付 —
杉田会長	事務局は確認のため答申文を朗読してください。
事務局	— 答申文（写）を朗読 —
杉田会長	ただ今の答申文について、御質問等ありますか。

局長	<p>御質問等がないようであれば、以上で専門部会の報告は終わりとなります。</p> <p>ここで、栃木労働局長より挨拶があります。</p> <p>先ほどまで開催されておりました専門部会の場において、令和6年度栃木県最低賃金の改正決定について、答申をいただきました。まずは皆様に御礼申し上げます。誠にありがとうございました。</p> <p>改正決定の諮問から本日の答申に至るまで、3回の専門部会が開催されました。専門部会委員の皆様が、忌憚のない活発な議論を展開してくださっている状況は、事務局から逐次報告を受けておりました。</p> <p>本審において改めて審議を行うことなく、専門部会の場において全会一致を得たうえで、御答申いただきましたことは、何より全会一致を積極的に目指し、労使それぞれの各代表委員が熱い主張を繰り広げながらも、互いの主張にも真摯に耳を傾けて最大限歩み寄って下さり、また、杉田部会長はじめ公益委員の皆様の公平・公正かつ粘り強い進行の賜物であります。</p> <p>専門部会委員のみならず、本審のみの委員におかれましても、専門部会委員と逐次意見調整する等、水面下で御尽力いただいたものと承知しております。</p> <p>労働局といたしましては、本日の答申を踏まえ、新たな最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。</p> <p>また、最低賃金の効力発生に合わせ、多くの関係者の皆様に、最低賃金の周知を図るとともに、その履行確保のための取組に努めてまいりますと考えておりますので、皆様におかれましても、それぞれのお立場での御協力をどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、タイトなスケジュールの中での集中的な御審議、その上で本日御答申いただきましたことに、改めて心からの感謝の意を表し、私からの挨拶といたします。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に議題（2）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。</p> <p>既に設定されている塗料製造業をはじめとした5つの産業の最低賃金の改正決定の必要性について、局長から諮問が行われます。</p>
局長、会長	<p>— 諮問文を手交 —</p>
杉田会長	<p>ただ今、局長より令和6年度の栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、諮問を受けました。</p> <p>事務局は、諮問文の写しを全ての委員に配付してください。</p>
事務局	<p>— 諮問文（写）を配付 —</p>

杉田会長	事務局は、諮問文を朗読してください。
事務局	— 諮問文を朗読 —
杉田会長	事務局は、諮問の経緯等について説明してください。
事務局	<p>本年3月に開催された令和5年度第7回本審において、栃木県特定最低賃金が設定されている全6産業より改正申出の意向表明があったことを報告させていただいたところですが、本年7月の申出期限までに、そのうちの「各種商品小売業」を除く5産業から改正申出書及び関係書類が提出され、審査の結果、申出はそれぞれ適正と判断されましたので、今回の諮問に至りました。</p> <p>なお、意向表明はあったものの申出期限までに申出書の提出がなされなかった「各種商品小売業」につきましては、念のため、意向表明を行った団体に状況等を確認したところ、令和3年10月1日以降、栃木県最低賃金が適用されている状況にあり、今年度においても栃木県最低賃金の大幅な引上げが予想され、かつ、その改正額が今年の労働協約の最低額を上回ってしまうものと予想される状況であることから、今年度における申出は、やむなく断念したとのことでした。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
杉田会長	ただ今の説明に関し、御質問などはございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	<p>特に御質問などが無いようであれば、ただ今諮問された栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性については、第1回最低賃金審議会において設置した特別小委員会を8月19日に開催し、その審議結果を踏まえ、8月21日に予定されている第4回最低賃金審議会において、審議することとなります。</p> <p>なお、この必要性の「あり」、「なし」につきまして、現時点において労働者側と使用者側との意向が一致しているようであれば、8月19日の特別小委員会の開催を省略することも可能かと思われませんが、この必要性に関して、現時点での労働者側の御意向はいかがでしょうか。</p>
労働者代表	労働団体から申出をしていますので、必要性ありと思っています。
杉田会長	使用者側はいかがでしょうか。
使用者代表	必要性ありということでお願ひします。

杉田会長	<p>労使ともに「必要性あり」とのことですので、8月19日の特別小委員会の開催は省略したいと思いますが、事務局の方では、規定上のことを含めて問題ないでしょうか。</p>
事務局	<p>規定上のことを含めて、特に問題ありません。</p>
杉田会長	<p>それでは、8月19日の特別小委員会の開催は省略することといたしますので、8月21日に予定されている第4回審議会での審議をよろしくお願いします。</p> <p>続いて、議題(3)の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特にないようであれば、事務局から栃木県最低賃金の公示から発効までの手続きと、今後の審議日程について説明してください。</p>
事務局	<p>— 栃木県最低賃金の公示から発効までの手続き及び審議日程について説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の説明について、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御質問などがありませんので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により一部非公開とした部分を除き公開といたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
杉田会長	<p>それでは、労働者代表 鈴木徹也委員、使用者代表 鈴木健治委員をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第3回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p>